

③ 「こども」とは？ 「こども施策」とは？

「こども基本法」の第2条では、「こども」や「こども施策」についての定義がされています。「こども施策」は大きく2つの施策に分けられており「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」です。

\\ 「こども」とは //

心身の発達の過程にある者（からだと心が成長している途中の人）

\\ 「こどもに関する施策」 //

- ① 新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて切れめなく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現をめざし、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③ 家庭の養育環境やその他の養育環境の整備

\\ 「一体的に講ずべき施策」 //

- 主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関係する施策(例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供など)
- 「こどもに関する施策」と連続性をもって行われるべき若者にかかる施策(例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援など)

POINT

この法律では、こどもを18歳という年齢で明確に区切っていません



POINT

成長に対する支援だけでなく、生まれる前からの支援や養育環境の整備も示されています

こどもが生まれ、育ち、おとなになり、生涯を健やかに過ごせるような支援とともに、教育・医療・雇用などの養育環境を整えることも大切です。